

著作権法に係る解釈

札幌市環境影響評価条例の運用（電子データの提供等に係る）に際して、著作権法に関する部分の解釈等を整理した。

1 「著作物」の定義、種類について（第 2 条第 1 項・第 10 条第 1 項関係）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 著作物 **思想又は感情を創作的に表現**したものであつて、文芸、**学術**、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
- 2 著作者 著作物を創作する者をいう。
(以下省略)

第 10 条 この法律にいう著作物を例示すると、概ね次のとおりである。

- 1 小説、脚本、**論文**、講演その他の**言語の著作物**
(中略)
- 6 **地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物**
(以下省略)

<第 2 条関係>

- 「著作物」 = 「人間の知的活動の成果の表現」
 - ・文字や記号、線、面、色彩、音階などの表現手段によって具体的に「表現された」もの
 - ・単に収集した事実やデータ（例：事業予定地及びその周辺の状況）→△標記の工夫次第
 - ・データをもとにした評価内容及び環境保全措置（著作者の考え反映）→○著作物
- 「創作性」があるかどうかは著作者の個性が創作行為に現れていればよい。
 - ・「ありふれた表現」の場合は、創作性が否定される傾向にあるが、明確に判断できない場合も多く、個々の判断による。
 - ・「誰しものがこれ以外の表現をなしえない」ことが明確な場合は、創作性は否定される。
- 「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」
 - ・厳格にそれぞれのジャンルに区分してあてはまるか否かを判断するためのものではなく知的・文化的精神活動の所産全般を指す。

<第 10 条関係>

- 記載されているものは著作物の単なる例示
 - ・条文に記載されていないものでも第 2 条の各号の定義に該当すれば著作物となる。
 - ・第 1 号：「言語体系」の著作物の例示[原稿なしの講演：口頭で無形的に形成]も該当]
 - ・第 6 号：平面的なもの（設計図やグラフ、図表、図解など）、立体的なもの（地球儀、人体模型など）で学術的な性質を有するもの

【アセス図書に関する著作権法上の解釈】

- (1) 市長へ提出された**環境影響評価図書等（本編及び要約書、見解書）は、著作権法における著作物（言語体系の著作物＝言語の集合体）であり著作権法上の保護の対象となる、と解釈する。**
 - ※表や図、概念図、写真等でも創造性を有する場合もある。
 - ※環境省ではアセス図書全体を複合著作物とみなしている。
- (2) 市長に図書等が送付された後も、**著作権は事業者（都市計画決定権者）に残る。**

2 公表権について（第18条第3項関係）

第18条 著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。）を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著物とする二次的著作物についても、同様とする。

2 （略）

3 著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものとみなす。

一～二 （略）

三 その著作物でまだ公表されていないものを地方公共団体又は地方独立行政法人に提供した場合（開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。） 情報公開条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。以下同じ。）の規定により当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること
（以下省略）

- 「まだ公表されていないもの」＝「まだ一度も公表されたことがないもの」
 - ・アセス条例で縦覧された図書は「公表済み」（「一度でも公表されたことのあるもの」）
 - ・仮に縦覧終了後の図書も「公表されていないもの」であれば、条文の表現は例えば「（現在）公表中でないもの」等となる。
- 本規定は自治体で定めている情報公開制度に関して、事業者が同意したとみなす規定であり、アセス条例で規定している縦覧規定とは別である。
- アセス図書が本規定によって未公表時に開示請求される場合
例） 市長への図書送付後で公告日までの期間（市民が図書を見ることができない状態）が事業者の何らか都合である程度の間隔があいた場合において、市民が事業者から市長への図書の送付の事実を知って、札幌市情報公開条例に基づく開示の請求を行った場合
- ただし、カッコ書きにあるように事業者が情報公開制度によってでも開示されたくない意思を示した場合は該当しないきは、事前にその意思を表示しなければならない。

【アセス図書に関する著作権法上の解釈】

- (3) 本規定は「まだ一度も公表されたことがないもの」が対象となることから、「公表済みの」環境影響評価図書等は該当しない。
- (4) 縦覧期間終了後に、開示請求があった場合は、本規定は該当せず、札幌市情報公開条例に基づく手続きを実施する。